リスク管理債権

●リスク管理債権の状況

銀行法施行規則に基づくリスク管理債権は、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3か月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」の総称で、単体ベースの開示に加え、連結ベースの開示が義務付けられております。ただし、これらのリスク管理債権は、担保の処分や保証などにより回収可能なものが含まれており、開示額がすべて損失につながるものではありません。

●（連結・単体）リスク管理債権

（単位：百万円）

	連結		単体	
	2020年3月31日	2021年3月31日	2020年3月31日	2021年3月31日
破綻先債権	4,193	2,797	3,994	2,710
延滞債権	61,380	72,783	60,842	72,209
3か月以上延滞債権	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	1,274	8,298	1,272	8,297
合　計	66,848	83,880	66,109	83,217

（注）1. リスク管理債権残高は、担保及び貸倒引当金を控除する前の金額であります。（P44と合わせてご参照ください。）
2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

信託業務

●信託財産残高表

（単位：百万円）

資　産	2020年3月31日	2021年3月31日
銀行勘定貸	3,178	4,170
合　計	3,178	4,170

負　債	2020年3月31日	2021年3月31日
金銭信託	3,178	4,170
合　計	3,178	4,170

(注)共同信託他社管理財産については、2020年3月31日および2021年3月31日のいずれも該当ありません。

●元本補填契約のある信託

（単位：百万円）

資　産	2020年3月31日	2021年3月31日
銀行勘定貸	3,178	4,170
合　計	3,178	4,170

負　債	2020年3月31日	2021年3月31日
元　本	3,177	4,170
その他	0	0
合　計	3,178	4,170

●受託残高

（単位：百万円）

	2020年3月31日	2021年3月31日
金銭信託	3,178	4,170

（注）年金信託、財産形成給付信託、貸付信託については、2020年3月31日および2021年3月31日のいずれも該当ありません。

●信託期間別の元本残高

（単位：百万円）

		2020年3月31日	2021年3月31日
金銭信託	1年未満	-	-
	1年以上2年未満	-	-
	2年以上5年未満	-	-
	5年以上	3,178	4,027
	その他のもの	-	143
	合計	3,178	4,170

（注）貸付信託については、2020年3月31日および2021年3月31日のいずれも該当ありません。

以下の事項に該当するものはありません。

①金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高
②金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の残高
③金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高
④担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高
⑤使途別（設備投資及び運転資金の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高
⑥業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
⑦中小企業等（資本金３億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が３００人以下の会社又は個人をいう。ただし、卸売業にあっては資本金１億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が１００人以下の会社又は個人を、サービス業にあっては資本金５千万円以下若しくは常時使用する従業員が１００人以下の会社又は個人を、小売業及び飲食店にあっては資本金５千万円以下若しくは常時使用する従業員が５０人以下の会社又は個人をいう。）に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
⑧金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分をいう。）の残高
⑨元本補填契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、３か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額